

第 86 回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020 年 6 月 29 日 (月曜日)
午後 2 時 (受付開始：午後 1 時)

場所

宮城県多賀城市桜木一丁目 1 番 60 号
**ホテルキャッスルプラザ
多賀城 2 階まつりの間**

決議
事項

第 1 号議案 取締役 7 名選任の件
第 2 号議案 取締役の報酬額改定の件
第 3 号議案 取締役 (社外取締役を除く。)
に対する譲渡制限付株式割当
てのための報酬決定の件

目次

定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
(添付書類)	
事業報告	11
連結計算書類	27
計算書類	30
監査報告書	33

新型コロナウイルスによる感染症が流行しておりますので、株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認のうえ感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

(証券コード 4093)
2020年6月12日

株 主 各 位

宮城県多賀城市栄二丁目3番32号
東邦アセチレン株式会社
代表取締役社長 山 本 泰 夫

第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月26日（金曜日）午後5時35分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月29日（月曜日） 午後2時（受付開始 午後1時）

2. 場 所 宮城県多賀城市桜木一丁目1番60号
ホテルキャッスルプラザ多賀城 2階まつりの間

3. 会議の目的事項

報告事項 1. 第86期 （自 2019年4月1日） 事業報告の内容、連結計算書類の内容
（至 2020年3月31日）

並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第86期 （自 2019年4月1日） 計算書類の内容報告の件
（至 2020年3月31日）

決議事項

第1号議案 取締役7名選任の件

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式割当てのための報酬決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【お知らせ】

当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項をインターネットの当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人の監査対象の一部となっております。

事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の内容について、株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、書面による郵送または当社ウェブサイトにおいて掲載することにより、お知らせいたします。

当社ウェブサイト <http://www.toho-ace.co.jp>

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては経営体制の一層の強化を図るため取締役1名を増員し、新たに取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	当社における現在の地位及び担当	取締役会 出席回数	候補者属性
1	山 本 泰 夫	代表取締役社長 社長執行役員	13/13回	再任
2	池 田 悦 哉			新任
3	福 澤 秀 志	代表取締役 常務執行役員	13/13回	再任
4	明 畠 正 実	取締役 常務執行役員	13/13回	再任
5	柏 寄 周 弘	社外取締役	12/13回	再任 社外 独立
6	堀 田 哲 久	社外取締役	13/13回	再任 社外 独立
7	井 本 英 昭			新任 社外

新任 新任候補者
 再任 再任候補者
 社外 社外役員
 独立 独立役員

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
1	やま もと やす お 山 本 泰 夫 (1956年7月28日生) 再任 取締役会出席状況 13回/13回 (100%)	1980年 4月 東洋曹達工業株式会社入社 (現 東ソー株式会社) 2003年 6月 同社秘書室長 2005年 6月 同社化学品事業部ソーダ営業部長 2009年 6月 同社大阪支店長 2010年 6月 同社理事南陽事業所副事業所長兼総務部長 2012年 6月 同社理事化学品事業部長兼企画管理室長 2013年 6月 同社取締役化学品事業部長 2015年 6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員 現在に至る	8,374株
【取締役候補者とした理由】 当社におけるこれまでの経営経験豊富な業務経験や事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者としました。			
2	いけ だ えつ や 池 田 悦 哉 (1958年11月15日生) 新任	1981年 4月 東洋曹達工業株式会社入社 (現 東ソー株式会社) 2002年 6月 同社広報室長 2009年 6月 同社オレフィン事業部営業部長 2010年 6月 同社理事オレフィン事業部長兼営業部長 2016年 6月 同社上席執行役員南陽事業所副事業所長 2017年 6月 同社取締役上席執行役員石油化学セクター長 2018年 6月 同社取締役上席執行役員石油化学セクター長兼 ポリマー事業部長 2019年 6月 同社取締役常務執行役員石油化学セクター長 現在に至る	0株
【取締役候補者とした理由】 他社において、長年にわたり経営に携わり、化学メーカーの経営及び管理業務にも非常に高い知見を有しており、その豊富な業務経験や積極的な姿勢を当社及び当社グループの経営に生かしていただくため、取締役候補者としました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
3	ふく ぎわ ひで し 福 澤 秀 志 (1956年4月9日生) 再任 取締役会出席状況 13回/13回 (100%)	1980年4月 当社入社 2001年10月 当社関東事業所長 2003年6月 当社酒田事業所長 2006年6月 当社関東事業所長兼新潟営業所長 2010年6月 当社執行役員関東事業所長兼新潟営業所長 2012年4月 当社執行役員東邦運送株式会社出向 取締役社長 2013年3月 当社執行役員管理本部副本部長 2013年6月 当社取締役兼執行役員管理本部副本部長兼監査室長 2016年6月 当社取締役兼執行役員経営企画・連結経営部長兼内部統制委員長兼コンプライアンス委員長 2017年6月 当社取締役兼常務執行役員経営企画・連結経営部長兼管理本部長 2018年6月 当社代表取締役兼常務執行役員経営企画・連結経営部長 2019年6月 当社代表取締役兼常務執行役員 現在に至る	4,663株
【取締役候補者とした理由】 当社事業所長や経営企画・連結経営部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験及び管理・運営業務に関する高い知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。			
4	みょう ばたけ まさ み 明 晶 正 実 (1959年1月26日生) 再任 取締役会出席状況 13回/13回 (100%)	1982年4月 日本酸素株式会社入社（現 太陽日酸株式会社） 2005年10月 同社オンサイト・プラント事業本部プラント・エンジニアリングセンターソリューション統括部第一プロポーザル部長 2009年7月 同社オンサイト・プラント事業本部プラント・エンジニアリングセンター設計部長 2011年6月 同社オンサイト・プラント事業本部プラント・エンジニアリングセンター製作部長 2012年6月 同社オンサイト・プラント事業本部プラント事業部プラント・エンジニアリングセンター副所長 2014年6月 同社執行役員 2018年5月 当社顧問 2018年6月 八戸液酸株式会社代表取締役社長（現） 2018年6月 当社取締役兼常務執行役員生産・技術本部長兼多賀城工場長 現在に至る	754株
【取締役候補者とした理由】 他社において、主に技術関連の業務に従事し、プラントの管理や技術に非常に高い知識を有しており、その豊富な業務経験を当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督に対して活かしてもらうため、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
5	かしわ ざき のり ひろ 柏 寄 周 弘 (1955年6月21日生) 再任 社外 独立 取締役会出席状況 12回/13回 (92%)	1980年11月 監査法人朝日会計社入社 (現 有限責任あずさ監査法人) 1995年8月 同法人社員 2001年7月 同法人ヘルスケア部長 2006年6月 同法人代表社員 2013年6月 同法人退任 2013年7月 柏寄公認会計士・税理士事務所開設 (現) 2016年6月 当社社外取締役 現在に至る	1,100株
【社外取締役候補者とした理由】 公認会計士としての長年の財務・会計関連業務による豊富な経験をもとに、実践的・多角的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行えるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としました。			
6	ほっ た てつ ひさ 堀 田 哲 久 (1950年8月20日生) 再任 社外 独立 取締役会出席状況 13回/13回 (100%)	1974年4月 小野田セメント株式会社入社 (現 太平洋セメント株式会社) 1993年5月 同社中央研究所業務部部長 1994年12月 同社人事本部人事1部労務課課長 1997年8月 同社東京支店業務部部長 1999年2月 同社東京支店副支店長兼業務部部長 2004年4月 同社東北支店支店長 2006年3月 三岐通運株式会社顧問 2006年5月 同社代表取締役社長 2015年5月 同社相談役 2016年5月 同社相談役退任 2017年6月 当社社外取締役 現在に至る	200株
【社外取締役候補者とした理由】 他社において長年にわたり経営に携わり、企業経営全般に豊富な経験を有するとともに、人事労務に関しても豊富な業務経験を有していることから、当社の経営の監督にその豊富な経験と高い見識を反映していただくため、引き続き社外取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	いもと ひで あき 井 本 英 昭 (1968年3月4日生) 新任 社外	1990年4月 東洋曹達工業株式会社入社（現 東ソー株式会社） 1996年2月 同社経営管理室 2003年10月 同社有機化成品事業部企画開発室 2010年8月 同社化学品事業部企画管理室 2013年6月 同社化学品事業部ソーダ営業部課長 2016年6月 同社化学品事業部ソーダ営業部長 現在に至る	0株
【社外取締役候補者とした理由】 他社において、長年の事業企画や営業における豊富な業務経験など幅広い知見を有しており、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行えるものと判断し、社外取締役候補者としてしました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 柏崎周弘、堀田哲久、井本英昭の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 取締役候補者のうち、柏崎周弘、堀田哲久の両氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、両氏が再任された場合、引き続き独立役員になる予定です。
4. 柏崎周弘氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。また、堀田哲久氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
5. 取締役候補者井本英昭氏は、東ソー株式会社の化学品事業部ソーダ営業部長を兼務しており、同社は当社の大株主であるとともに、当社との間で経常的な営業取引関係があります。
6. 取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との責任限定契約について
当社は現在、柏崎周弘、堀田哲久の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。両氏が再任された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、井本英昭氏が選任され就任した場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2013年6月27日開催の当社第79回定時株主総会において、年額108,000千円以内（但し使用人兼務役員の使用人分は含まない。）として、ご承認をいただき、今日に至っております。

第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役が1名増員となることなど、諸般の事情を勘案し、取締役の報酬を年額130,000千円以内（うち社外取締役15,000千円以内。但し使用人兼務役員の使用人分は含まない。）に改めさせていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役3名）となります。

また、本改定については、指名・報酬委員会の審議結果を踏まえて本議案を付議しております。

第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2013年6月27日開催の当社第79回定時株主総会において、年額108,000千円以内（但し使用人兼務役員の使用人分は含まない。）として、ご承認いただいておりますが、第2号議案「取締役の報酬額改定の件」が原案通り承認可決されますと、130,000千円以内（うち社外取締役15,000千円以内。但し使用人兼務役員の使用人分は含まない。）となります。

今般、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権総額を、年額16,000千円以内として設定をいたしたいと存じます。

なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は6名（うち社外取締役3名）であり、第1号議案のご承認が得られた場合、取締役は7名（うち社外取締役3名）となります。

記

対象取締役に對する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数13,200株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

（1）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、上席執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

（2）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び上席執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は上席執行役員のいずれの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び上席執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（４）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役、上席執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（ご参考）

当社は、本株主総会終結の時以降、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を当社の上席執行役員に対し、割り当てる予定です。

以 上

添付書類

事業報告〔自 2019 年 4 月 1 日
至 2020 年 3 月 31 日〕

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、多発する自然災害や消費税率引き上げによる経済への影響があったものの、雇用情勢や所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が続きました。一方、米国の保護主義的な通商政策による貿易摩擦、中国経済の減速懸念等、海外情勢の不確実性により先行きは依然として不透明な状況が続いております。さらには、新型コロナウイルス感染症の世界的な急拡大による深刻な影響が顕在化し始めております。

このような状況下、当社グループの連結業績の売上高は335億61百万円と前連結会計年度に比べ30億3百万円（8.2％）の減少、営業利益は15億23百万円と前連結会計年度に比べ1億40百万円（8.4％）の減少、経常利益は16億14百万円と前連結会計年度に比べ1億83百万円（10.2％）の減少となりました。

また、特別損失に2019年10月に発生した台風19号に起因する災害による損失47百万円を含む76百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は9億23百万円と前連結会計年度に比べ1億78百万円（16.2％）の減少となりました。

利益の配分につきましては、株主の皆様への利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置づけており、当社を取り巻く環境の変化、業績及び財務状況を総合的に勘案して、配当政策を決定することを基本方針としております。

配当につきましては、期末配当金は、1株当たり25円とさせていただきます。これにより、実施済みの中間配当金と合わせまして、当事業年度の年間配当金は、1株につき45円となります。なお、期末配当金の支払開始日は2020年6月30日といたしました。

株主の皆様におかれましては、今後ともよろしくご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

セグメント別業績の概要は次のとおりであります。

区 分	第85期 (2019年3月期)		第86期 (2020年3月期)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
ガ ス 関 連 事 業	百万円 19,619	% 53.6	百万円 18,792	% 56.0	百万円 △827	% △4.2
器 具 器 材 関 連 事 業	11,321	31.0	10,508	31.3	△812	△7.2
自 動 車 機 器 関 連 事 業	3,695	10.1	2,502	7.5	△1,193	△32.3
そ の 他 事 業	1,928	5.3	1,758	5.2	△170	△8.8
合 計	36,564	100.0	33,561	100.0	△3,003	△8.2

ガス関連事業

ガス関連事業の売上高は、187億92百万円と前連結会計年度に比べ8億27百万円(4.2%)の減少となりましたが、営業利益は17億31百万円と前連結会計年度に比べ67百万円(4.1%)の増加となりました。

当部門の売上高の状況といたしましては、溶解アセチレンは圧接業及び解体業の不振が長期化し需要の減少はあるものの販売価格の見直しにより、窒素は半導体・エレクトロニクス向けの需要の増加により売上高は増加となりました。一方で、酸素は電炉・鉄鋼向けの需要の減少により、液化石油ガス及び石油類は輸入価格の下落及び暖冬の影響により売上高は減少となりました。

利益面におきましては、セパレートガスは当社多賀城工場の稼働状況が維持されたこと、また液化石油ガスは輸入価格の低下傾向が続いたことで原価低減となり営業利益は増加となりました。

器具器材関連事業

器具器材関連事業の売上高は105億8百万円と前連結会計年度に比べ8億12百万円(7.2%)の減少、営業利益は2億35百万円と前連結会計年度に比べ41百万円(15.1%)の減少となりました。

当部門の状況といたしましては、溶接切断器具は大型工作機械の受注が大きく減少したこと、生活関連器具は住宅・工場向けに空調機器やガス消費機器類の出荷が低調であったことに加え消費税増税後の買い控え等の影響、また溶接材料も建設工事・鉄鋼向けの需要が減少したことにより売上高は減少し、営業利益も減少となりました。

自動車機器関連事業

自動車機器関連事業の売上高は25億2百万円と前連結会計年度に比べ11億93百万円(32.3%)の減少、営業利益は62百万円と前連結会計年度に比べ1億20百万円(65.8%)の減少となりました。

当部門の状況といたしましては、自動車部品メーカーの国内外の設備稼働状況や感染症拡大の影響から設備投資需要が後退したことにより、売上高は減少し、営業利益も大幅に減少となりました。

その他事業

その他事業の売上高は17億58百万円と前連結会計年度に比べ1億70百万円(8.8%)の減少、営業利益は2億24百万円と前連結会計年度に比べ53百万円(19.2%)の減少となりました。

当部門の状況といたしましては、製氷・冷凍機械等の受注生産は堅調に推移したものの、大型物件の減少等を受け売上高は減少し、また一部の納入先への追加工事等の費用が発生したことにより営業利益も減少となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資の総額は4億62百万円であります。その主なものは、ガス供給関連設備で4億4百万円であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達について、特記すべき事項はありません。なお、当連結会計年度末現在の借入金総額は36億42百万円で前連結会計年度末と比べ4億52百万円減少しております。

4. 対処すべき課題

当社は、2019年度を初年度とする中期経営計画「Challenge2021」を策定いたしました。「Challenge2021」は、3つの経営方針と5つの成長戦略により構成されており、当社は、連結売上高400億円、連結純利益15億円という業績目標達成に向けて企業活動に取り組んでおります。また、資本コストを的確に把握した経営管理を行う方針のもと、当社の株主資本コスト5%（当社試算）以上である8%のROEを維持すること、株主還元の方針として配当性向25%以上の安定配当を継続することを盛り込んでおります。

今後の全般的な見通しにつきましては、当社グループの主たる市場である東北・北海道地域の経済は、地域総人口の継続的な減少が地域購買力の減少を招くこと、また公共事業も減少傾向にあること等に加え、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」）の拡大の影響を受け、人やモノの動きの遮断から経済活動が抑制され、個人消費の急速な減速が見られることなどから景気は大幅に下押しされており、事業環境はこれまで以上に厳しい状況が続くものと思われます。

このような状況下、当社グループのガス関連事業につきましては、成長戦略に掲げる「当社の中核事業として新たな高み、次のステージを目指す」を目標として市場の深耕と開発に積極的に取り組んでまいりますが、一定の成果を得るまでに今少し時間がかかると予想されます。特に、エネルギー関連の液化石油ガス・灯油等石油製品の分野では、感染症による原

油マーケットの低迷に伴う直近の価格の下落がみられています。また、食品用ガスの分野におきましても感染症拡大の影響に加え、東京オリンピック・パラリンピック開催の延期も重なり飲食等の消費の落ち込みなど販売数量の減少の可能性があります。

自動車機器関連事業におきましては、感染症拡大による自動車業界の事業環境の悪化で投資は抑制方向に向かうなど、当社グループの主要客先である自動車部品メーカーの需要減の可能性あります。

以上により、当社グループの通期連結業績につきましては、感染症拡大による影響度合いが極めて不透明な現状下、合理的な影響額の算定が困難であるため、その影響を織り込んでおりません。2019年度の業績を維持することを目標として、売上高345億円、営業利益17億円、経常利益18億円、親会社株主に帰属する当期純利益10億円と予想しておりますが、感染症拡大の収束状況次第では想定より業績が悪化する可能性があり、感染症の更なる長期化は当社グループの各事業セグメント利益に対して大きなリスク要因となります。今後、公表すべき事実及び業績予想の修正が必要となった場合には、速やかに開示いたします。

当社グループでは、テレワークの推進、受渡しチームのローテーション体制化等により感染症拡大が当社グループのオペレーションに与える影響を抑制するとともに、東北各県をはじめとする各地に事業拠点が分散する当社グループの強みを生かしながら、グループ全体としての総合力を発揮して感染症による経済減退が当社グループの業績に与える影響を最小化し、経営方針に掲げる「安定供給」、「安定収益」による「安定」した経営を継続していく所存であります。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第83期 (2017年3月期)	第84期 (2018年3月期)	第85期 (2019年3月期)	第86期 (2020年3月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	37,613	37,237	36,564	33,561
経常利益 (百万円)	2,246	1,926	1,797	1,614
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,335	1,167	1,101	923
1株当たり当期純利益 (円)	191.19	167.14	157.73	132.16
総資産 (百万円)	31,015	31,348	31,637	29,413
純資産 (百万円)	14,138	15,062	15,881	16,463

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第85期の期首から適用しており、第84期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の総資産となっております。

6. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
東 邦 北 海 道 株 式 会 社	千円 40,000	% 100.00	各種高圧ガス、器具器材の販売
東 邦 福 島 株 式 会 社	84,000	100.00	各種高圧ガス、器具器材の販売
東 邦 岩 手 株 式 会 社	80,000	100.00	各種高圧ガス、器具器材の販売
東 邦 新 潟 株 式 会 社	55,000	100.00	各種高圧ガス、器具器材の販売
太 平 熔 材 株 式 会 社	45,000	88.56	各種高圧ガス、器具器材の販売
荘 内 ガ ス 株 式 会 社	84,000	87.98	各種高圧ガス、器具器材の販売
東 ホ ー 株 式 会 社	88,750	78.49	器具器材、自動車機器の販売
株 式 会 社 東 酸	75,000	58.57	各種高圧ガス、器具器材の販売

(注) 太平熔材株式会社、荘内ガス株式会社、株式会社東酸における当社の議決権比率には、間接所有の議決権を含んでおります。

7. 主要な事業内容

当社グループは、各種高圧ガスの製造・販売、高圧ガス用器具器材及び自動車機器の仕入販売等を主要な事業としております。

8. 主要拠点等

(1) 当社の主要拠点

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	宮城県多賀城市	秋 田 ・ 酒 田 営 業 所	
東 京 事 務 所	東京都中央区	秋 田 事 務 所	秋田県秋田市
大 阪 事 務 所	大阪府大阪市	酒 田 事 務 所	山形県酒田市
八 戸 事 業 所	青森県八戸市	郡 山 営 業 所	福島県郡山市
仙 台 事 業 所	宮城県多賀城市	関 東 営 業 所	千葉県白井市
札 幌 営 業 所	北海道札幌市	新 潟 営 業 所	新潟県新潟市

(2) 主な子会社の主要拠点

名 称	所 在 地
東 邦 北 海 道 株 式 会 社	北海道札幌市
東 邦 福 島 株 式 会 社	福島県郡山市
東 邦 岩 手 株 式 会 社	岩手県紫波郡矢巾町
東 邦 新 潟 株 式 会 社	新潟県新潟市
太 平 熔 材 株 式 会 社	秋田県秋田市
荘 内 ガ ス 株 式 会 社	山形県酒田市
東 ホ ー 株 式 会 社	神奈川県大和市
株 式 会 社 東 酸	青森県青森市

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

事 業 部 門	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
ガ ス 関 連 事 業	546名	5名減
器 具 器 材 関 連 事 業	138名	7名減
自 動 車 機 器 関 連 事 業	10名	1名増
そ の 他 事 業	39名	1名増
管 理 部 門	50名	1名減
合 計	783名	11名減

(2) 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
115名	3名減	41.6歳	16.6年

(注) 上記の従業員の中には、出向社員（14名）、臨時雇員（1名）及び嘱託（10名）は含まれておりません。

10. 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	850
農 林 中 央 金 庫	625
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	525
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	475

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数
- 16,000,000株
2. 発行済株式の総数
- 6,995,092株
- (自己株式8,908株を除く)
3. 当事業年度末の株主数
- 4,292名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
東ソー株式会社	1,713,600 ^株	24.50 [%]
大陽日酸株式会社	690,000	9.86
ケービーエル ヨーロピアンプライベートバンカーズ エスエイ 107704	662,200	9.47
丸紅株式会社	440,000	6.29
ビービーエイチ ファイデリティ ピューリタン ファイデ リティ シリーズ イントリンシック オポチュニティ ズ ファンド	225,000	3.22
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	148,960	2.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	130,200	1.86
ステート ストリート バンク アンド トラスト ク ライアント オムニバス アカウント オーエムゼロツ ー 505002	127,900	1.83
株式会社みずほ銀行	103,800	1.48
ステート ストリート バンク アンド トラスト カン パニー 505224	90,000	1.29

(注) 1. 当社は、自己株式8,908株を保有しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
山 本 泰 夫	代 表 取 締 役 社 長 (社 長 執 行 役 員)	
福 澤 秀 志	代 表 取 締 役 (常 務 執 行 役 員)	
明 畠 正 実	取 締 役 (常 務 執 行 役 員) (生 産 ・ 技 術 本 部 長) (多 賀 城 工 場 長)	八戸液酸株式会社代表取締役社長
安 達 徹	取 締 役	東ソー株式会社上席執行役員経営企画・連結経営部長
柏 寄 周 弘	取 締 役	柏寄公認会計士・税理士事務所所長
堀 田 哲 久	取 締 役	
井 上 英 治※	常 勤 監 査 役	
藤 田 篤 弘	常 勤 監 査 役	
細 井 靖	監 査 役	アジリティー・アセット・アドバイザーズ株式会社副社長

- (注) 1. ※は2019年6月24日に新たに就任した監査役を示します。
2. 阿部嘉彦氏は、2019年6月24日開催の第85回定時株主総会終結の時をもって監査役を退任いたしました。
3. 監査役井上英治氏は、2019年6月26日付けで東ソー株式会社の監査役を退任いたしました。
4. 取締役安達徹、柏寄周弘、堀田哲久の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役井上英治、藤田篤弘、細井靖の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 取締役柏寄周弘、堀田哲久、監査役井上英治、藤田篤弘、細井靖の5氏は、東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

3. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (3名)	87,660千円 (9,000千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	27,540千円 (27,540千円)
合 計	10名	115,200千円

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2013年6月27日開催の第79回定時株主総会において年額108,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2013年6月27日開催の第79回定時株主総会において年額 36,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記取締役の報酬等の額には、役員賞与22,660千円を含んでおります。
5. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額2,900千円(取締役2,600千円、監査役300千円)を含んでおります。
6. 上記報酬等の額のほか、2019年6月24日開催の第85回定時株主総会決議に基づく退職慰労金として、退任社外監査役1名に対し5,600千円の支払があります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 取締役 安達徹

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

東ソー株式会社の上席執行役員経営企画・連結経営部長を兼任しております。東ソー株式会社は大株主であるとともに、当社との間で経常的な営業取引関係があります。

②当事業年度における主な活動内容

安達徹氏は、13回開催の取締役会の全てに出席し、東ソー株式会社における長年の経営企画及び財務業務の経験による相当程度の知見に基づき適宜発言を行い、その職務を適正に執行しております。

(2) 取締役 柏寄周弘

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

柏寄公認会計士・税理士事務所の所長を兼任しております。柏寄公認会計士・税理士事務所と当社とは特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動内容

柏寄周弘氏は、13回開催の取締役会のうち12回に出席し、公認会計士としての専門的見地から経営全般にわたり適宜発言を行い、その職務を適正に執行しております。

(3) 取締役 堀田哲久

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動内容

堀田哲久氏は、13回開催の取締役会の全てに出席し、企業経営と人事労務における豊富な経験から経営全般にわたり適宜発言を行い、その職務を適正に執行しております。

(4) 監査役 井上英治

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動内容

井上英治氏は、他社における企業経営に関する豊富な経験と製造・技術に関して深い見識を有しております。同氏は2019年6月24日監査役就任後10回開催の取締役会全てに出席し、上記知見に基づき適宜質問を行い、意見を表明するなど、監査機能を十分に発揮しました。また、10回開催の監査役会においても全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(5) 監査役 藤田篤弘

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動内容

藤田篤弘氏は、他社において監査室長を経験されており、監査業務をはじめ企業経営に関して幅広い見識と豊富な経験を有しております。同氏は13回開催の取締役会の全てに出席し、上記知見に基づき適宜質問を行い、意見を表明するなど、監査機能を十分に発揮しました。また、13回開催の監査役会においても全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(6) 監査役 細井靖

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

アジリティー・アセット・アドバイザーズ株式会社の副社長を兼任しております。アジリティー・アセット・アドバイザーズ株式会社と当社とは特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動内容

細井靖氏は、当社の取引金融機関（株式会社みずほ銀行）の出身者であり、同行における長年の経験と金融の専門分野において幅広い知見を有しております。同氏は13回開催の取締役会の全てに出席し、財務及び会計に関する相当程度の知見に基づき適時質問を行い、意見を表明するなど、監査機能を十分に発揮しました。また、13回開催の監査役会においても全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

Ⅳ. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の会計監査人としての報酬の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

39,500千円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

43,850千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①及び②の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく賦課金に係る特例の認定の申請をするための業務、収益認識会計基準の適用準備に関する助言提供業務、当社グループの社内研修講師業務をしております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

また、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監査役会が決定いたします。

V. 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定めております。

この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、体制を整備し、社会情勢、経営環境の変化に応じ適宜見直しを行ってまいります。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役・使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範を制定するとともに、コンプライアンスに係る規程を制定し、その徹底を図るためコンプライアンス委員会を設置し、社内教育を含めた全社横断的な取組みを行う。
 - ・内部通報制度を設け、常にその実効性の確保に努める。
 - ・監査部門がコンプライアンスの実践状況につき、監査を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、社内規程に従い、適切な保存及び管理を行う。
 - ・取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理体制を体系的に定めるリスク管理規程を制定し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを横断的に管理し、リスク管理体制を明確化する。
 - ・内部監査部門が各部署毎のリスク管理状況を監査する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
 - ・日常の業務遂行に際しては、社内規則の規定に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとるものとする。

- (5) 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 子会社から、定期的又は適宜に事業運営に係る報告を求める。
 - ・ 子会社の管理運営に関する規程を制定し、その適正な運用を図る。
 - ・ グループ各社から、定期的又は適宜に事業運営に係る報告を求め、管理を行うとともに、グループ各社に取締役や監査役を派遣して、グループ各社におけるリスク管理及び効率的な業務執行のための助言・指導を行う。
 - ・ 東邦アセチレングループとしてのコンプライアンスに係る行動指針を定め、これを周知する。
 - ・ 監査役及び監査部門がグループ各社に対して監査を行う。
- (6) 監査役がその補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。
 - ・ 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役及び使用人は監査役に対して、職務の執行状況等について取締役会等を通じ適宜適切に報告するものとし、重要な決裁書類等は回付するものとする。
 - ・ 監査役からの求めに応じて、定期的又は適宜に必要な報告を行う。
 - ・ 監査役を内部通報制度における通報先の1つとする。内部通報制度の通報者が、通報したことを理由に不利益な扱いを受けないよう、規程に定める。
- (8) 子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- ・ 子会社から受けた事業運営に係る報告については、適宜監査役に報告する。
 - ・ 子会社の取締役等に対し、適宜当社の監査役に報告するよう要請する。
 - ・ 内部通報制度においては、グループ各社に係る通報及びグループ各社からの通報も受付けるものとする。

- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役は職務の執行上必要と認める費用又は債務の処理について、会社に請求することが出来るものとする。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- ・ 監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催し、また、内部監査部門との連携を図り適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - ・ 監査役会に対して、専門性の高い法務・会計事項については、専門家に相談できる機会を保证する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に見直しや検討を行っており、取締役会にその内容を報告しております。また、判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

コンプライアンスに対する取組みの状況

「コンプライアンス委員会」を開催し、コンプライアンス体制の見直しの検討や、内部通報制度の利用状況等の重要確認事項に関し、主管部署から報告を受けました。

当社及び主要な連結子会社の従業員を集めて内部統制の研修会等を開催しました。

社内掲示板においてはコンプライアンスの重要性に関する内容を「コンプライアンスニュース」として月1回程度の掲示を行い、コンプライアンス体制の充実に繋げるため、アンケートを全社員に対し実施するなど、コンプライアンス意識の向上に取組みました。また、「ハラスメント対策委員会」を設置し、ハラスメント防止の取組みとして相談窓口を開設、アンケートを実施いたしました。

職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役6名で構成され、社外監査役3名も出席しております。当社及び子会社に関する重要事項については、執行役員会等の審議を経て取締役会において決議又は報告をしております。当事業年度において執行役員会等は16回開催し、また取締役会は13回開催しており、各議案又は報告事項についての、審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されています。

当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確化するため執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社の事業遂行上、様々なリスク要因が存在しますが、日常業務においては「リスク管理規程」に基づき適切に対処しております。また、潜在リスクの洗い出しやリスクの影響評価、対応策について、「リスク管理委員会」において継続的に分析、審議を行い経営に上申しています。

当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

当社子会社の経営管理につきましては、毎月の月次決算報告の中で、現状及び解決すべき課題とその対処方法を含めた報告を受け、常勤役員及び関係部署に回覧しております。また、連結子会社の内部監査においては、当事業年度は15社実施いたしました。

監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役会は、社外監査役3名で構成されています。監査役会は13回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、社長と経営課題に関する意見交換のほか、常勤監査役と会計監査人との意見交換会を5回行っており、そのすべてに監査室も出席し、内部統制監査に対する意見交換も行っております。

3. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除に努め、不当な要求に対しても断固として拒否するとともに、次のような取組みを行っております。

当社グループの倫理規範である「東邦アセチレングループコンプライアンス行動指針」に反社会的勢力に対する行動基準を示し、社内各部門のコンプライアンス職場研修を通じて、その内容を全員に周知徹底しています。

当社は、「宮城県特殊暴力対策連絡協議会」に加入しているほか、「宮城県暴力団追放推進センター」にも加入し、各種会議等に出席することにより、指導を受けるとともに情報の共有化を図っております。

また、総務・人事部を対応統括部署として、事案の発生時には警察当局、顧問弁護士等と緊密に連絡を取り、速やかに対処できる体制を構築しています。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置づけており、当社を取り巻く環境の変化、業績及び財務状況を総合的に勘案して、配当政策を決定することを基本方針としております。

当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び今後の事業展開への備えとして、安全確保と品質保証の充実に向けた製造設備等への投資に向けることとし、長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

5. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社グループは、株主をはじめとする全てのステークホルダーへの責務を自覚し、透明かつ誠実な経営に留意するとともに、取締役会を中心に、「内部統制」「リスク管理」「コンプライアンス」「開示統制」が十分に機能した自律的統治システムを堅持した上で、迅速・果断な意思決定を通じて社会的要請に応え、企業価値の向上を図るとともに社会的存在意義を高めていくことを、「基本的な考え方」としております。

連結計算書類〔自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日〕

連結貸借対照表 (2020年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流 動 資 産	17,288,630
現 金 及 び 預 金	7,745,481
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	5,686,658
電 子 記 録 債 権	2,119,889
商 品 及 び 製 品	1,107,043
仕 掛 品	290,055
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	130,861
そ の 他	230,401
貸 倒 引 当 金	△21,761
固 定 資 産	12,125,005
有 形 固 定 資 産	10,014,538
建 物 及 び 構 築 物	3,134,120
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	914,036
土 地	5,627,925
リ ー ス 資 産	192,838
建 設 仮 勘 定	4,695
そ の 他	140,922
無 形 固 定 資 産	141,982
借 地 権	32,825
そ の 他	109,157
投 資 そ の 他 の 資 産	1,968,483
投 資 有 価 証 券	1,084,249
長 期 貸 付 金	9,926
繰 延 税 金 資 産	569,136
そ の 他	342,672
貸 倒 引 当 金	△37,500
資 産 合 計	29,413,635

科 目	金 額
負 債 の 部	
流 動 負 債	10,862,559
支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,501,396
電 子 記 録 債 務	1,123,115
短 期 借 入 金	3,232,000
1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	250,459
リ ー ス 債 務	74,378
未 払 法 人 税 等	248,157
賞 与 引 当 金	373,596
役 員 賞 与 引 当 金	15,060
そ の 他	1,044,396
固 定 負 債	2,087,415
長 期 借 入 金	160,193
リ ー ス 債 務	132,083
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	318,064
退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,341,566
資 産 除 去 債 務	5,761
そ の 他	129,746
負 債 合 計	12,949,975
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	14,718,522
資 本 金	2,261,000
資 本 剰 余 金	1,004,269
利 益 剰 余 金	11,462,959
自 己 株 式	△9,706
そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	7,806
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,806
非 支 配 株 主 持 分	1,737,331
純 資 産 合 計	16,463,660
負 債 純 資 産 合 計	29,413,635

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（自 2019年4月1日
至 2020年3月31日）

(単位：千円)

科 目		金 額	
売	上		33,561,410
売	上 原		23,550,696
売	上 総		10,010,714
販	売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,487,569
営	業 利 益		1,523,144
営	業 外 収 益		
	受 取 利 息 及 び 配 当 金	20,132	
	賃 貸 の 料	82,722	
	そ の 他	63,346	166,202
営	業 外 費 用		
	支 払 利 息	35,089	
	賃 貸 費 用	30,771	
	持 分 法 に よ る 投 資 損 失	5,128	
	そ の 他	3,779	74,769
経	常 利 益		1,614,576
特	別 利 益		
	固 定 資 産 売 却 益	11,766	11,766
特	別 損 失		
	固 定 資 産 除 売 却 損	17,059	
	減 損 損 失	11,197	
	投 資 有 価 証 券 評 価 損 失	407	
	災 害 に よ る 損 失	47,539	76,204
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			1,550,138
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		507,310	
法 人 税 等 調 整 額		33,314	540,624
当 期 純 利 益			1,009,513
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			86,224
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			923,288

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,261,000	981,967	10,854,455	△9,570	14,087,852
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△314,784		△314,784
親会社株主に帰属する当期純利益			923,288		923,288
自 己 株 式 の 取 得				△146	△146
連結子会社の自己株式の取得による持分の増減		22,302			22,302
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				10	10
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	22,302	608,504	△135	630,670
当 期 末 残 高	2,261,000	1,004,269	11,462,959	△9,706	14,718,522

項 目	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	82,187	82,187	1,711,182	15,881,222
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△314,784
親会社株主に帰属する当期純利益				923,288
自 己 株 式 の 取 得				△146
連結子会社の自己株式の取得による持分の増減				22,302
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				10
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△74,381	△74,381	26,148	△48,232
当 期 変 動 額 合 計	△74,381	△74,381	26,148	582,438
当 期 末 残 高	7,806	7,806	1,737,331	16,463,660

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類〔自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日〕

貸借対照表 (2020年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流 動 資 産	9,036,750
現金及び預金	3,126,756
受取手形	259,876
電子記録債権	1,447,759
商品及び製品	3,822,659
仕掛品	253,187
貯蔵品	713
短期貸付金	55,814
未収入金	10,458
その他の他	20,932
貸倒引当金	39,147
固 定 資 産	5,957,212
有形固定資産	4,507,825
建物	590,715
構築物	198,513
機械及び装置	131,425
容器	4,996
土地	3,533,442
その他の他	48,731
無形固定資産	46,501
借地権	25,386
その他の他	21,114
投資その他の資産	1,402,885
投資有価証券	171,348
関係会社株式	921,588
出資金	20,730
関係会社出資金	4,600
長期預け金	26,462
長期前払費用	19,965
繰延税金資産	239,435
貸倒引当金	△1,245
資 産 合 計	14,993,963

科 目	金 額
負 債 の 部	
流 動 負 債	7,274,845
支払手形	92,527
買掛金	2,573,302
電子記録債務	337,061
短期借入金	3,100,000
1年内返済予定の長期借入金	85,000
未払金	234,666
未払費用	79,609
未払法人税等	124,616
未払消費税等	30,047
預り金	507,912
賞与引当金	106,578
その他の他	3,523
固 定 負 債	679,702
退職給付引当金	617,017
資産除去債務	5,761
その他の他	56,923
負 債 合 計	7,954,547
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	7,039,325
資 本 金	2,261,000
資 本 剰 余 金	885,000
資 本 準 備 金	885,000
利 益 剰 余 金	3,898,975
その他利益剰余金	3,898,975
繰越利益剰余金	3,898,975
自 己 株 式	△5,650
評 価 ・ 換 算 差 額 等	90
その他有価証券評価差額金	90
純 資 産 合 計	7,039,415
負 債 純 資 産 合 計	14,993,963

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（自 2019年4月1日
至 2020年3月31日）

(単位：千円)

科 目		金 額	
売	上	高	17,662,985
売	上	原	14,325,780
売	上	総	3,337,204
販	売	費	2,852,920
営	業	利	484,284
営	業	外	
	受	取	172,457
	賃	所	222,641
	賃	所	75,363
営	業	外	
	支	払	32,743
	賃	貸	71,927
	そ	の	91
経	常	利	849,985
特	別	利	
	固	定	7,537
特	別	損	
	固	定	3,239
	災	害	892
税	引	前	853,391
法	人	税	214,000
法	人	税	12,496
当	期	純	626,894

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 の 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 金	利 益 剰 余 金 計
当 期 首 残 高	2,261,000	885,000	885,000	3,586,864	3,586,864
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△314,784	△314,784
当 期 純 利 益				626,894	626,894
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	312,110	312,110
当 期 末 残 高	2,261,000	885,000	885,000	3,898,975	3,898,975

項 目	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△5,503	6,727,360	13,608	13,608	6,740,969
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△314,784			△314,784
当 期 純 利 益		626,894			626,894
自 己 株 式 の 取 得	△146	△146			△146
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△13,518	△13,518	△13,518
当 期 変 動 額 合 計	△146	311,964	△13,518	△13,518	298,446
当 期 末 残 高	△5,650	7,039,325	90	90	7,039,415

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

会計監査人の連結監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

東邦アセチレン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

仙台事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 神 宮 厚 彦 ㊞

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 成 田 孝 行 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東邦アセチレン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東邦アセチレン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

東邦アセチレン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

仙台事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 神 宮 厚 彦 ㊞

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 成 田 孝 行 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦アセチレン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

東邦アセチレン株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 井 上 英 治 ㊟

常勤監査役 (社外監査役) 藤 田 篤 弘 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 細 井 靖 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場

ホテルキャッスルプラザ多賀城
(2階まつりの間)
宮城県多賀城市桜木1-1-6 0
電話 022-367-1111

交 通

J R 仙石線 多賀城駅より徒歩7分

